

# グローバル戦略のポイント

「グローバル戦略」の目指す2010年頃のこの国のかたち

●産業のフロントランナーとして世界をリードする国

●国際社会において知的なリーダーシップを発揮する品格ある国

## 1. 人材の国際競争力の強化

### ①人材の質の向上

- ・国際学力調査:世界トップレベルの達成
  - ・若者フリーター:約2割減少
  - ・若者の自立を目指す新たなプランの作成(2007年度)
  - ・TOEIC:700点程度以上(英語で仕事ができる)の者の倍増
- ②外国人人材の受け入れ拡大と在留管理の強化
- ・高度人材の受け入れ拡大に向けた制度整備
  - ・介護等の分野においても受け入れ範囲の見直しを検討
  - ・実効性のある在留管理システムを構築

## 2. 産業の国際競争力の強化

### ①研究開発機能、知的財産戦略の強化

- ・世界的な研究拠点:30拠点程度
- ②国際拠点港湾・空港の機能向上による国際的事業展開の支援
- ・スーパー中枢港湾の港湾コスト、リードタイム:約3割低減、1日程度
  - ・空港:成田空港(約1割)、羽田空港(約4割)の能力増強のための施設整備
- ③外国からの投資をひきつける環境の整備
- ・2010年に対日投資の対GDP比倍増となる5%程度
- ④経営効率化・高付加価値化による農林水産業の国際競争力の強化
- ・効率的かつ安定的な農業経営:農地の7~8割(2015年)
  - ・農林水産物・食品の輸出額:5年で2倍の6000億円
  - ・農協の経済事業の改革などにより食料供給コストを5年で2割縮減

## 3. 地域の国際競争力の強化

### ①地域における多文化共生社会の構築

- ・外国人の医療、子弟の教育など生活者としての外国人の問題について、その解決に向けたコストの負担のあり方にも留意しつつ、総合的な対応策を本年内にまとめる。
  - ・「地域における多文化共生推進プラン」を踏まえ、少なくとも全都道府県・政令指定都市において、それぞれの指針・計画等を策定する
- ②交流人口の拡大
- ・外国人旅行者数:1000万人
  - ・都心から成田空港までの鉄道によるアクセス:30分台

## 4. 対外政策のあり方と国際社会への貢献

### ①EPA工程表に沿った交渉の加速と東アジア経済圏の構築

- ・我が国の全貿易額に占めるEPA締結国との貿易額の割合:25%以上を期待
- ②東アジアにおけるOECDのような国際的体制の構築に向けた取組
- ・東アジアにおいて、OECDのような国際的体制の構築に向け積極的に取組
- ③我が国の得意分野や特徴を活かした世界をリードする援助政策
- ・海外経済協力会議において以下の点を踏まえ基本方針を早急に策定  
ODA事業コスト:無償資金協力、技術協力を中心に例えれば15%縮減
- ④アジアにおける包括的な国際環境・エネルギー協力の推進
- ⑤資源・エネルギー政策の戦略的な展開
- ・エネルギー効率改善:30%(2030年)
  - ・石油依存度:40%を下回る水準(2030年)
  - ・海外での自主開発比率:40%程度(2030年)
- ⑥情報発信力の強化
- ・海外の日本語教育機関における日本語学習者数:300万人

(注)「グローバル戦略」をもとに内閣府作成

## アジア・ゲートウェイ構想の基本的考え方(ポイント)

### 現状認識:今、日本に何が求められているか

- ・「世界の成長センター」となったアジアが、今後とも世界に開かれた地域として発展していくことが、世界にとっても日本にとっても重要。
- ・人口減少を迎えた日本にとって、国内を更にオープンにし、アジアや世界の活力を取り込まなければ、安定した経済成長は困難。
- ・日本は未だに「閉鎖的」というイメージが強い。オープンな経済社会を構築するとともに、日本の魅力をアピールすることが必要。
- ・アジアの人たちとの相互理解・相互信頼の関係を構築していくことが、日本を含めたアジアの安定と繁栄にとって大きな意義。

### 構想の目的

1. アジアの成長と活力を日本に取り込み、新たな「創造と成長」を実現する
2. アジアの発展と地域秩序に責任ある役割を果たす
3. 魅力があり、信頼され、尊敬される「美しい国」を創る

### 国外に発信する3つの基本理念

1. 開放的で魅力ある日本を創る
  - ～ アジアや世界の人々が「訪れたい、学びたい、働きたい、住みたい」と思う国に
2. 開かれたアジアを共に創る
  - ～ 経済を中心とした開放的な地域秩序を維持・深化
3. 互いを尊重し、共に生きる
  - ～ 多様性を前提に相互理解・相互信頼の関係を構築

### 7つの重点政策

#### 1. 人流・物流ビッグバン

利用者の視点に立った航空・港湾・物流改革

#### 2. 国際人材育成・受入戦略

世界で活躍できる人材の育成と海外人材受入・育成の戦略的推進

#### 3. 日本・アジアの金融資本市場機能強化

日本の国際金融センター化とアジアの金融資本市場の育成

#### 4. 「国内市场型」産業の競争力強化

グローバル化等に対応した「攻め」の農業・サービス業改革

#### 5. アジアの活力を取り込む地域戦略

官民一体となって、直接アジアと繋がることにより、魅力と活力ある地域を創る

#### 6. 日本の魅力の向上・発信

「美しい国・日本」、知的創造力に富んだ「クリエイティブ・ジャパン」を創り、世界に発信

#### 7. アジアの共通発展基盤の整備

世界の成長を支える「開かれたアジア」の維持・発展

**はじめに**

我が国は、二度に渡る石油危機を経て、石油代替対策や省エネルギー対策等、エネルギーの安定供給確保に最優先で取り組んできたが、安定供給確保は現在でも依然重要な課題。近年、地球環境問題への対応が重要な課題として顕在化。また、経済活動の国際化の進展を踏まえた効率性の確保も課題。

**I. 施策についての基本的な方針****1. 安定供給の確保**

・アジア地域を中心とした今後のエネルギー需要の伸びや我が国の石油の中東依存度を踏まえ、安定供給確保のため以下の対策を推進。

① 省エネルギー

② 輸入エネルギー供給源の多角化や主要産出国との関係強化

③ 国産エネルギー等エネルギー源の多様化

④ 備蓄の確保

・関東圏の電力需給問題等を踏まえ、国内供給の信頼性・安定性の確保を図る。

・安全確保は安定供給の大前提。国、事業者は安全の確保に全力を挙げて取り組む。

**2. 環境への適合**

・NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>等の低減に加え、地球温暖化問題に対応するため、以下の対策を推進。

① 省エネルギー

② 非化石エネルギーの利用、ガス体エネルギーへの転換

③ 化石燃料のクリーン化及び高効率利用技術の開発・導入

**3. 市場原理の活用**

・「安定供給の確保」、「環境への適合」を十分考慮した上で、制度改革を進めるとともに、我が国の実情に適合する形での市場原理の活用策を設計。

**II. 長期的、総合的かつ計画的に講すべき施策****1. エネルギー需要対策の推進****(1) 省エネルギー対策の推進と資源節約型の経済・社会構造の形成**

・安定供給対策と地球温暖化防止の両面に資する。加えて、機器開発、投資、新規産業の創出を通じた経済活性化効果による「経済と環境の両立」を期待。

・エネルギー需要の伸びが著しい民生・運輸部門を中心に対策を強化。

・資源節約型の経済・社会構造の形成に資する施策を長期的視点に立って推進。

① 生活部門における対策

・トップランナー方式等により機械器具の効率改善を推進。

・省エネ法、ESCO(エネルギーサービス事業)等を活用し需要の適正管理を進める。

・省エネルギー基準を満たす住宅・建築物の普及を図る。

② 運輸部門における対策

・自動車のエネルギー消費効率向上を図るために、トップランナー方式の効果的運用、ハイブリッド車、アイドリングストップ車の普及促進を図る。

③ 産業部門における対策

・省エネ技術開発、省エネ投資の促進を図る。

・経団連環境自主行動計画の着実な実施を期待する。国は進捗状況をフォローアップ。

④ 部門横断的な対策

・情報提供、広報等を強化し、国民の省エネ意識を高める。

・個々の工場、ビル、住宅等の枠を超えた複数主体の連携により省エネを推進。

⑤ 負荷平準化対策

・負荷平準化は、コストの削減、地球環境対策、電力供給システム安定化に資する。

・負荷平準化効果の高い機器やシステムの普及、開発に向けて環境整備を図る。

・負荷平準化の意義・必要性についての国民の理解を促進。

**2. 多様なエネルギーの開発、導入及び利用****(1) 原子力の開発、導入及び利用**

① 原子力発電

・原子力発電は、ウラン資源の安定供給面、及び二酸化炭素を排出しないという地球温暖化対策の面で優れた特性を有し、安全確保を大前提に基幹電源として推進。

② 核燃料サイクル

・核燃料サイクルは供給安定性を更に改善するもの。核燃料サイクルの推進を国的基本的な考え方としており、安全の確保と核不拡散を前提として、着実に取り組むことが必要。

・ブルサーマルを当面の中軸として、国民の理解を得つつ着実に推進。

③ 電力自由化との両立、国民理解、立地地域との共生に向けた取り組み

・電力小売自由化のなかで、ベース電源としての利用、投資推進のため環境整備。

・バックエンド事業に関し平成16年末までに制度・措置を検討、必要な措置を講ずる。

・国民理解を得るための広聴・広報活動の強化等を図る。

④ 原子力の安全の確保と安心の醸成

・一連の不正問題等を踏まえ、信頼を回復するため、透明性の確保と説明責任を果たしつつ、改革された安全規制制度の下で、不正の再発防止、安全確保を確実に実施。

・改革が有効に機能しているか、立地地域関係者に十分説明、聖域なく十二分に検証。

⑤ 新エネルギーの開発、導入及び利用

・自給率向上、地球温暖化対策に資するとともに、分散型エネルギーシステムとしても期待。出力の不安定性や高コスト等の課題もあり、技術開発等により課題を克服。

・燃料電池は広範な分野における応用が期待される戦略技術であり、技術開発、インフラ整備及び規制の見直しを含む総合戦略を強力に推進。

**(4) ガス体エネルギーの開発、導入及び利用**

・天然ガスは中東以外の地域に広く分散して貯蔵するとともに、環境負荷が小さいエネルギーである。このため、燃料転換や新たな利用技術の開発を推進。

・LPガスは環境負荷が小さいエネルギーであることから、幅広い利用を促進する。輸入の中東依存度が高いため、安定供給確保の観点から備蓄体制を整備。

**(5) 石炭の開発、導入及び利用**

・高効率の燃焼技術等、環境に適合した利用技術(クリーン・コール・テクノロジー)の開発・普及を行うとともに、環境面で優れた利用技術のアジア諸国等への普及を図る。

**3. 石油の安定供給の確保等**

・石油は我が国の一次エネルギー供給量の約5割を占めており、経済性・利便性の観点から今後も重要なエネルギー。大部分を中東に依存しており、供給構造は脆弱。

・このため、安定供給を確保する観点から、石油備蓄の着実な実施、産油国との関係強化等総合的な資源戦略の展開、石油産業の強靭な経営基盤の構築を進める。

**4. 電気事業制度・ガス事業制度の在り方****(1) 電気事業制度**

・発送電一貫体制により安定供給を図った上で、ネットワーク部門の調整機能確保、広域流通の円滑化、分散型電源からの供給の容易化等の制度改進を推進。全面自由化については、十分慎重に検討。

・関東圏の電力需給問題を踏まえ、電力供給システムの信頼性向上を図る。

**(2) ガス事業制度**

・川上から川下まで一貫した体制により安定供給を図った上で、広域流通円滑化等の供給システムの改革を推進。全面自由化については、十分慎重に検討。

**5. 長期的展望を踏まえた取組**

・10~30年以上の長期的視野の下、分散型エネルギーシステムや水素エネルギー・システムといった将来のエネルギー・システム実現のための取組を一層強化。

**III. 研究開発等**

・技術開発による新たなエネルギーの利用可能性拡大は、エネルギー安定供給、地球環境問題への対応、国際貢献、交渉力の強化等、多くの意義。

・エネルギー分野ごとの課題に即した研究開発を推進。

・研究者、第一線の技術者の育成が重要であり、所要の環境整備を推進。

**IV. その他**

・子供の教育を含め、国民に正確な情報を提供するための取り組み強化。

・国、地方公共団体、事業者等、主体の責務、役割分担、国民の努力等。

# 新・国家エネルギー戦略の骨子

## 戦略の目標

- 国民に信頼されるエネルギー安全保障の確立
- エネルギー問題と環境問題の一体的解決による持続可能な成長基盤の確立
- アジア・世界のエネルギー問題克服への積極的貢献

## 戦略を実行する際の留意事項

- 中長期にわたる種のあらわし難い取組とそのための明確な戦略目標の設定
- 世界をリードする技術力によるブレイクスルーポイント
- 官民の戦略的連携と政府一丸となった取組体制の強化

## 戦略項目

世界最先端のエネルギー需給構造の実現

### 1-1. 省エネルギーフロントランナー計画

(30%以上の消費効率改善)  
省エネ規制の設定と推進、分野別省エネ基準の充実と支援の強化化、省エネ評定方法の開発と国際展開、省エネ都市・地域の構築

### 1-2. 運輸エネルギーの次世代化計画

(石油依存度80%程度)  
燃費改善、ハイオクガソリン、GTL等の供給確保と環境整備（開発輸入、大規模実証、安全対策等）、電気・燃料電池自動車等の開発・普及促進

### 1-3. 新エネルギーイノベーション計画

太陽光、風力、ハイブリッドなど特徴に応じた導入支援、新エネ事業群の形成、革新的なE&I、高度利用促進技術開発（ESD、貯蔵、燃焼、化石資源の高効率利用）、EV、EVセービング支援

### 1-4. 核力立国計画

（発電電力量の比率30～40%以上）

新・増設に向けた事業環境整備、施設設計基準の見直し、F日早期実用化、原子力防護装置と核不拡散の立場に応じた効率的な枠組み作りへの貢献、技術開発・人材育成、原子力政策の国際的貢献、施設物質対策強化、効率的な安全管理規制、国と地方の協議強化

資源外交、エネルギー環境協力の総合的強化

### 2-1. 総合資源確保戦略（自主開発比率40%）

資源国との協力的な関係強化（人材・投資交流、医療、教育、研究協力、EPA等）、中核の資源企業形成促進とリソース供給の抜本的強化、供給多様化、資源確保削減策、技術開拓推進、天然ガス調査強化、化石燃料のグリーン利用、LNG等新規資源開拓強化

### 2-2. アジア・エネルギー協力戦略

（LNG輸送、新規・化石燃料利用・儲蓄制度、原子力分野における協力強化）

緊急時対応の充実

### 3. 緊急時対応の強化

資源需要導入、天然ガス緊急時対応体制整備、企業・資源筋的緊急事態対応ガイド整備

### 4-1. エネルギー技術戦略

（経営者を中心とした技術課題の抽出と開発戦略のロードマップ化、戦略的技術開発支援）

### 4-2. その他環境整備

（強い企業の形成促進、予算・税など政策資源の効率的・効果的活用、E&I・広報・広報及びPR・教育の充実）

（注）（ ）内の数値は2030年までに達成することを目指す数値目標

平成17年3月

## 食料・農業・農村基本計画のポイント

### 第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

- 前計画策定後の食料・農業・農村をめぐる大きな情勢の変化を踏まえ、10年程度を見通した上で農政全般にわたる改革を早急に実施

#### 〔情勢の変化〕

- ・ 食の安全や健全な食生活に対する高い関心（BSEや不正表示事件の発生）
- ・ 多様化・高度化するニーズ（食品産業の輸入農産物依存の高まり）
- ・ 農業の構造改革の立ち遅れ（農業者の減少・高齢化、規模拡大の遅れ）
- ・ 多面的機能や農村に対する期待（持続可能な社会の実現への要請）
- ・ グローバル化の進展（WTO/EPA交渉、アジア諸国の経済発展）

- 改革の推進に当たっては、特に以下に留意

#### 〔改革の視点〕

- ・ 効果的・効率的で分かりやすい政策体系の構築
- ・ 消費者の視点の施策への反映
- ・ 農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進
- ・ 環境保全を重視した施策の展開
- ・ 農業・農村における新たな動きを踏まえた施策の構築

### 第2 食料自給率の目標

- 食料自給率向上に向けた取組が十分な成果をあげていない要因を検証

#### 〔動向〕

前基本計画を策定した平成11年度から15年度まで、供給熱量ベースの総合食料自給率は40%で横ばい。品目別自給率も、米・大豆等以外は、横ばい又は低下

#### 〔検証〕

##### ①消費面

- ・ 「食生活指針」の取組が、具体的な食生活の見直しに結びついていない
- ・ 米等の消費拡大対策が、性別・世代別の消費動向やライフスタイルの変化等を踏まえていない
- ・ 食の安全へ関心が高まっているが、国産農産物の有利さが活かされていない

##### ②生産面

- ・ 加工・業務用需要を含め、消費者・実需者ニーズの把握・対応が不十分
- ・ 担い手の育成・確保が不十分なこと、耕畜連携による飼料作物生産が進まなかつたこと等から、効率的に農地が利用されず、不作付地・耕作放棄地が増加

- 今回の目標設定に当たっては、上記の検証を踏まえ、生産及び消費の両面において重点的に取り組むべき事項を明確化

#### 〔重点的に取り組むべき事項〕

消費面：①分かりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開

②米を始めとした国産農産物の消費拡大の促進

③国産品に対する消費者の信頼の確保

生産面：①経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進

②食品産業と農業の連携の強化

③担い手への農地の利用集積、耕畜連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用の推進

- さらに、消費者・実需者の多様なニーズに対応した国内農業生産の増大を図ることが急務であることを踏まえ、カロリーベースの目標設定を基本としつつも、生産額ベースの目標も併せて設定

- 自給率向上への取組が迅速かつ着実に実施され、できるだけ早期に向上に転じるよう、施策の工程管理を適切に実施。また、国だけでなく、地方公共団体・農業者・農業団体・食品産業事業者・消費者・消費者団体からなる協議会を設立し、適切な役割分担の下で主体的に取組

#### 〔関係者の主体的取組〕

・ 地方公共団体：地域の条件や特色に応じて、地域の基幹産業としての農業の振興の取組（地域の食料自給率や地産地消の取組の目標の設定等）

・ 農業者：消費者・実需者ニーズを積極的に把握した農業生産を行うとともに、農地の利用集積等の取組

・ 農業団体：地域農産物の需要・生産の拡大や、担い手の明確化、集落を基礎とした農業組織の法人化等による地域農業の再編、地方公共団体等と連携した地域の各種目標の実現に向けた取組等

・ 食品産業事業者：適切な食品表示による正確な情報の提供、農業との連携を通じた食品流通の合理化や国産農産物市場開拓等

・ 消費者・消費者団体：生産者との交流への積極的取組、栄養バランスの改善や食べ残し・廃棄の減少等の食生活の主体的な見直し等

- 基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指しつつ、平成27年度の自給率の目標は、上記の取組により実現可能な生産と消費の水準を踏まえ、以下のとおり設定。

	平成15年度(%)	平成27年度(%)
カロリーベースの総合食料自給率	4.0	4.5
生産額ベースの総合食料自給率	7.0	7.6
主食用穀物自給率	6.0	6.3
飼料用を含む穀物全体の自給率	2.7	3.0
飼料自給率	2.4	3.5

### 第3 食料、農業及び農村に関する総合的かつ計画的に講すべき施策

食料・農業・農村をめぐる情勢の変化への的確な対応や、自給率向上に向けた施策の充実等に重点を置き、施策を展開

#### 食料の安定供給の確保に関する施策

##### ○ 食の安全と消費者の信頼の確保

科学的原則に基づいたリスク管理を通じ、農場から食卓までの食の安全を確保するとともに、原産地表示の推進やトレーサビリティの導入拡大を通じ、消費者の信頼を確保

##### ○ 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

適正な食事の摂取量を分かりやすく示したフードガイド（仮称）の策定・活用を始め、世代別の対象に合わせた実践的な食育の取組を国民運動として推進し、国民一人一人が食について考え方判断できる能力を養成

##### ○ 地産地消の推進

生産者と「顔が見え、話ができる関係」で地域の農産物・食品を購入する機会を消費者に提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を推進

##### ○ 食料の輸入の安定確保と不測時における食料安全保障

EPAの締結等を通じた食料輸入の安定化・多元化、適切かつ効率的な備蓄、食料安全保障マニュアルの点検・整備等を推進するとともに、途上国への技術協力・資金協力や食料援助、国際的な食料備蓄体制の整備を推進

#### 農業の持続的な発展に関する施策

##### ○ 望ましい農業構造の確立に向けた扱い手の育成・確保

認定農業者制度の活用により、地域における扱い手を明確化し、これらの者を対象に、施策を集中的・重点的に実施

その隣、集落を基礎とした営農組織のうち、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものも扱い手として位置付け、小規模農家や兼業農家も、扱い手となる営農組織の一員となることができるよう、農地の利用集積を図りつつ、営農組織の育成と法人化を推進

##### ○ 人材の育成・確保等

就業形態や性別等を問わず、新規参入を促進し、幅広い人材を確保。さらに、女性の農業経営、地域社会への参画を促進するとともに、高齢者が生きがいを持って活動するための取組を促進

- 3 -

##### ○ 農地の有効利用の促進

優良農地の確保と有効利用の促進の観点から、扱い手への農地の利用集積を推進するとともに、

① 耕作放棄地の発生防止・解消のための施策の充実

② 株式会社等のリース方式での参入を認める構造改革特区を全国展開 等

##### ○ 経営安定対策の確立

農業の構造改革を加速化するとともに、国際規律の強化にも対応し得るよう、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる扱い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換

##### ○ 多様な経営発展の取組の推進

農産物の加工・直売等の経営の多角化、契約栽培や環境保全型農業への取組も含んだ経営の複合化など、経営発展に向けた多様な取組を推進

米の需給調整の在り方については、農業者や産地が需要に即応し、主体的な判断により、売れる米を適量生産する姿の実現に向けて米政策改革を推進する中で、あるべき姿を構築

##### ○ 農業と食品産業の連携の促進

今後も増大が見込まれる加工・外食用需要に対応した取組を推進するとともに、地域における食品産業間連の産官学の連携の形成や産地ブランドの振興等を通じて、農業と食品産業との結びつきや異業種の知恵の活用を強化

##### ○ 農産物・食品の輸出の促進

我が国の高品質な農産物の特性を活かした輸出を促進するため、関係者が連携し、通年の販売促進や輸出ニーズに対応した産地づくり、EPA等を通じた輸出先国の市場アクセス改善など、総合的な取組を推進

##### ○ 経営発展の基礎となる条件の整備

扱い手による現地実証を行うなどにより、生産現場のニーズに直結した新技术の開発・普及を進めるとともに、関係団体や都道府県による行動計画の改定・公表の取組を通じて農業生産資材費の一層の低減を促進

##### ○ 農業生産の基盤の整備

地域の営農ビジョンに即し、扱い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤の整備や農地・農業水利施設等の適切な更新・保全管理等を推進

##### ○ 農業生産環境施策の導入

我が国農業全体を環境保全を重視したものに転換

① 農業者が取り組むべき規範を策定し、それを実践する農業者に対して各種支援策を講じていく（クロス・コンプライアンス）

② 環境負荷の大幅な低減を図る先進的取組への支援

- 4 -

#### ○ バイオマス資源の利活用

従来の利活用の中心であった廃棄物系バイオマスだけでなく、未利用バイオマスや資源作物の利活用を積極的に推進することにより、食料生産の枠を超えた農業の新たな展開を促進

#### 農村の振興に関する施策

##### ○ 資源保全施策の構築

農地・農業用水等を適切に保全管理するため、地域住民等が一体となり、農村環境の保全等にも役立つ効果の高い取組を促進

##### ○ 農村経済の活性化

先進事例の全国への発信等の取組を通じ、地域の特色を活かした多様な産業の育成を図るとともに、中山間地域等では農業生産条件の不利の補正等を継続的に実施することにより、農村経済を活性化

##### ○ 都市と農村の共生・対流

観光立国の枠組みとも連携して、グリーン・ツーリズムの取組を充実させるなど、都市と農村の共生・対流を推進

##### ○ 快適で安全な農村の暮らしの実現

道路、污水处理施設、情報通信基盤等の生活環境の整備や、高齢化に対応した医療・福祉等のサービスの充実、治山・治水対策、土砂災害対策、道路防災対策、農地防災対策等の防災対策を推進

#### 団体の再編整備に関する施策

関連する諸制度の在り方の見直しに併せた、団体（農業協同組合系組織、農業委員会系組織、農業共済団体、土地改良区等）の効率的な再編整備、団体と関係機関相互の扱い手育成支援窓口の一元化を推進するとともに、地域のニーズに応じた森林組合・漁業協同組合を含む団体間の連携促進方策を検討

### 第4 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 食料・農業・農村政策推進本部を中心に、政府一體となった施策の推進
- 施策具体化の工程を明らかにし、政策評価を活用して計画的に推進
- 目的に応じた施策の選択と集中的実施を通じ、財政措置を効率的かつ重点的に運用
- 情報公開と国民との意見交換を通じ、施策決定・実行の透明性を確保
- 施策の効果的・効率的な推進のための体制を整備

- 5 -